

古文書勉強会

平成30年1月27日
半田市立博物館

半田市内に残る祭礼の掟、記録を
読んでいきます。

プログラム

- 一 乙川西山文書の内、半田市に残る最も古いと言われる、祭礼掟
(宝暦二年1752年)
- 二 本成岩組々神事祭礼式定
- 三 上半田南組 若い者掟
(天保六年1835年)
- 四 下半田祭礼関係の文書2件
(山車新調費徴収帳、南組議事録)
- 五 乙川向山文書の内 掟の改訂書
- 六 乙川平地 駆け馬奉納申請書

乙川西山文書(祭礼)

半田市内で現存する最も古いと言われ
る祭礼の規定

乙川 宝暦2年(1752年)定

資料No乙川西山文書0001

定

從先年当村祭礼勤来候処

当年別而法式相改申候

一氏神若宮兩社相勤申候事

先年之通先山跡山相改相濟可申候並向山

獅子八先規之通淺井山附

先規 = 仕来りの掟

定

從先年當村祭礼勤来候処

當年別に法式を改申候事

一氏神若宮兩社を勤申候事

先年之通先山跡山相改相濟可申候並向山
獅子八先規之通淺井山附

一 祭礼定日之事

唯今之通正月十五日十六日若雨天亦ハ如何様之
指支出来仕候ハバ指延シ置始(試)樂本樂両日
急度相勤可被申候

一 祭礼定日之事

唯今之通正月十五日十六日若雨天亦ハ如何様之
指支出来仕候ハバ指延シ置始(試)樂本樂両日
急度相勤可被申候

半田市誌では 祭初日の勤めを、
試楽(しんがく)と表現し、新楽、神楽とも書くところがあるが、
ここでは始楽(しがく)と記されている

一役人江相勤申候事

当時最寄能**東庄屋**方浅井山殿海道山式輻

二而相勤西山南山式輻八**西庄屋**方相勤可被申候

若役人變申節其役人之最寄り悪敷方に

御座候ハバ其節四山立会相談仕其役人江右之

段願立都合能キ所二而相勤可被申候

一役人にお節一筆

昔時定家能承元在る頃北の海邊山式輻
と申節中山山式輻二而相勤可被申候
若役人變申節一役人にお節一筆
申候事
此節中山山式輻二而相勤可被申候
若役人變申節一役人にお節一筆
申候事

勤とは…祭礼では種々の行事が混在していて、

神楽、獅子舞、三番叟、門付、祝いこみ、拝礼、お祓い、あいさつ、
道行など個々の行事を行うことを**勤**めと表現されていると考え
られる。ここでは、東西二人の庄屋が山車組を管理する勤

当時最寄能**東庄屋**方

西山南山式輜八**西庄屋**方相勤

解釈

東庄屋…乙川村本郷には二人の庄屋さんが居て、本郷の東地区の庄屋が**東庄屋**

本郷の西地区の庄屋は**西庄屋**と呼ばれていたと思われる。

一般には、

東屋敷は本家の東側に建てた新屋
西屋敷は本家の西側に建てた新屋
新屋敷は、新田の意とされる。

一志之方ニ而勤度候事

何連山ニ而も其節外山指支ニ不罷成様ニ方寄

相勤可被申候尤前後之儀ハ出来仕候而茂

互ニ申合致間敷候若一所ニ而相勤申筋

有之候ハバ其場所ニ居合候先山壹輛宛相勤

次之山指引得可被申候

一志之方ニ而勤度候事

何連山ニ而も其節外山指支ニ不罷成様ニ方寄
相勤可被申候尤前後之儀ハ出来仕候而茂
互ニ申合致間敷候若一所ニ而相勤申筋
有之候ハバ其場所ニ居合候先山壹輛宛相勤
次之山指引得可被申候

志之方ニ而

祭礼の資金を沢山出資した方への門付でしょうか、ここで

は具体的に記載されていないが、勤めに差支えないよう配慮してほしい
指支は差支とも記される、勤めに差支えないように――

一 四山相談之事

向後如何様之入組出来仕候とも山本四人寄合相談

仕組々之連中江申渡シ急度相守可被申候若

山本方申渡候段相背此方江相達候而も取上不申候

一 山本方申渡候段相背此方江相達候而も取上不申候

向後如何様之入組出来仕候とも山本四人寄合相談
仕組々之連中江申渡シ急度相守可被申候若
山本方申渡候段相背此方江相達候而も取上不申候

如何様(いかさま)と読む どの様な問題が――

山本は、祭礼の世話(会合場所、食事提供など)をする人
此方江とは、庄屋・組頭へ言ってきたりも、取りあげない

右之條々急度相守可申候 大切成
御祭礼之儀御座候得者互二申分
無之様相慎可被申候已上
宝曆二年申正月

庄屋 徳左衛門
治右衛門
組頭 孫市
金蔵
文右衛門
藤八郎

西山蓮(連)中

右ノ條々急度相守可申候
御祭礼之儀御座候得者互二申分
無之様相慎可被申候已上

宝曆二年申正月

徳左衛門
孫市
金蔵
文右衛門
藤八郎

西山
蓮中

1752年

本成岩南組掟

安政四年(1857年)

本成岩組々神事祭礼式定

北村 南 西馬場 東馬場

右者都而参詣之砌順道之事

東馬場 西馬場 南 北村

右者都而下向之砌順道之事

但し六月十四日祭礼夜宮之儀者

参り下向とも北村先之筈

定=掟
参詣=坂あげ
下向=坂おろし

本成岩組々神事祭礼式定

北村 南 西馬場 東馬場

右者都而下向之砌順道之事

東馬場 西馬場 南 北村

右者都而下向之砌順道之事

但し六月十四日祭礼夜宮之儀者
参り下向とも北村先之筈

右者都而参詣之砌順道之事

解釈…

辞書（大漢和辞典）によると、
順道とは**道理に従う**とある。

しかしこれでは意味が通らない。

解釈…

道がついた熟語が多く見られる

人道…人のあるべき姿

武道…かくあるべき武術

等の道の意味を適用し、

順道…あるべき順番 と理解する

南 西馬場 東馬場

右三組前頭ニ准し年々格番ニ

参り下向之事

正月十五日四月十七日農業いさみ

右三度之儀者南組格番之趣意を洩(汲力)

当日一刻早二神事相勤候筈

格番=順番

南 西馬場 東馬場

右三組前頭准し年々格番

参り下向之事

正月十五日四月十七日農業いさみ

右三度之儀者南組格番之趣意を洩

當日一刻早二神事相勤候筈



右三組前頭二准し年々**格番**二

格番…辞書には見られない

解釈

漢字の熟語には

道路 道…みち（人・車の通る道）、路…ろ（道みち）

教授 教…おしえる 授…さずける

順番 順…じゅん（ものごとの前後ろの並び）

番…ばん（等級）

の様に、**同じような意味の漢字を2つ繋いで表現**するものがある（多い）。

格番 格…かく（位、身分） 番…ばん（等級）の2つ

の同じような意味を持つ漢字を繋いでいて、**格**の意味を強化している。

格番とは、確たる順番、と理解したい。

正月十五日四月十七日農業**いさみ**

いさみ…**諫**、**勇**と書かれ、神前での笛・太鼓の囃

子、神楽で神様のみこころを慰め申しあげること
とを意味するが、**諫**は、不正を正す、忠告を意味
するので、神楽と**諫**は矛盾している。

諫は勇（勇気づける、慰める）の当て字なのか？

家形之外山車次二けいご等之儀者
山車の部江付順道応し相勤可
申事

獅子舞之儀一所相始可申筈尤笛
太鼓之儀者順道二応し相始可申筈

家形＝獅子舞道具容器、神様
けいご＝守備隊
筈＝約束

家形（印）が山車次あるご申儀
申事

山車之儀一所相始可申筈
申事

獅子舞之儀一所相始可申筈
申事

祭礼当日獅子舞之儀壹組宛順道二
応し相勤可申事

但し六月十四日祭礼夜宮

南組々々十四日朝北村江人遣筈

北村方南組々江打出し之人遣筈

宮入候而北村江人遣不申事

同十五日祭礼当日

祭礼当日獅子舞之儀壹組宛順道二

應し相勤可申事

但し六月十四日祭礼夜宮

南組々々十四日朝北村江人遣筈

北村方南組々江打出し之人遣筈

宮入候而北村江人遣不申事

同十五日祭礼当日

南組々方十五日朝北村江人遣筈
北村方南組江打出し之人遣筈
当日打出し朝五ツ半時頃
宮入候而南組々方北村へ人遣事

朝五ツ半=9時

南組々方十五日朝北村江人遣筈
北村方南組江打出し之人遣筈
当日打出し朝五ツ半時頃
宮入候而南組々方北村へ人遣事



八朔

前日夜南組々ヨリ北村江人遣筈

当日北村ヨリ南組々江打出し人遣筈

宮入候而人遣不申事

打出し昼九ツ時頃

八朔

前日夜南組々ヨリ北村江人遣筈

当日北村ヨリ南組々江打出し人遣筈

宮入候而人遣不申事

打出し昼九ツ時頃

右之外正月四月農業勇三度之儀ハ
前夜南組々方北村江人遣筈

当日北村方南組々へ打出し人遣筈

宮入之節部(組カ)方参詣之組々方挨拶之事

打出し昼八ツ時頃

昼八ツ=午後2時

右之外正月四月農業勇三度之儀ハ

前夜南組々方北村江人遣筈

当日北村方南組々へ打出し人遣筈

宮入之節部(組カ)方参詣之組々方挨拶之事

打出し昼八ツ時頃

一年内村方方御神酒出候節四組

出合之事

一組々出合之節何様之意味合有之候共
相慎互二手出し致間敷事

何様=いかさま

一年内村方方御神酒出候節四組

出合之事

組々出合之節何様之意味合有之候

相慎互二手出し致間敷事

右之條々式定之通役前頭分立会
之上取極候付組々急度相守互二
実意を以相勤可申候若心得違
背筋有之節ハ評義之上過怠可申付候
以上

役前=役目として
過怠=制裁金

右之條々式定之通役前頭分立会
之上取極候付組々急度相守互二
実意を以相勤可申候若心得違
背筋有之節ハ評義之上過怠可申付候
以上

安政四年

巳七月

本成岩

庄屋

組頭

頭百姓

1857年

安政四年

巳七月

本成岩

庄屋

組頭

頭百姓

若連中掟
上半田南組

天保八年

掟

- 一 於若屋火之元用心くわへ
きせる無用事
- 一 博奕諸勝負喧嘩口論等
堅可相慎事

投

- 一 於若屋火之元用心くわへ
きせる無用事
- 一 博奕諸勝負喧嘩口論等
堅可相慎事

一 兩親尽忠孝於兄弟有之

輩者兄二八致敬上弟二者

加慈下を是人情上第一二可

相心得之事

一 不及申当役者中老先役

一 友親全忠孝能兄友多

孝を見ふ較敬上可

加慈下と是人情第一可

おんゆ

一 友及中當役者中老先役

先輩之方々祭礼婚礼

立合之席或ハ遊に戯雖為

同席不行席(跡)又者過言等

無之他方来見分不乱随分

心懸ケ是專可相嗜事

先輩せんぱい方々かたがた祭礼婚礼まつりゑゝゝ

立合たちあひ之席のせき或ハ遊あそびに戯あそぶ雖為なほ

同席どうせき不行な席せき又者過言またあやま

等ら無之な他方ほか来見き分べ不乱な随分ずいぶん

心懸こころケ是專このとく可相嗜あひあそ事こと

一他所祭礼通行之節喧嘩口論
 堅相嗜無據儀差掛候共
 連中以名前過言等堅致
 間敷候右躰事共他分方後日
 申來候節者当人不及其沙汰

一化下祭礼通行（カウシノマツル）
 共相嗜（トクシ）無據儀差掛候共
 連中以名前過言等堅致
 為爰（カウシノマツル）右神事（カウシノマツル）他分後日
 申來（カウシノマツル）候節者（カウシノマツル）当人（カウシノマツル）不及其沙汰

除連面(綿)其後着合(付合)等致
間敷事

右五ヶ條之趣常々急度可

相守者也

天保六巳未八月日

南組若連中

1835年

除連(綿)其後着合(付合)等致
間敷事

相守者也

天保六巳未八月日

南組若連中

山車新調費徵收帳 下半田南組

明治三十九年

第七三號

〇〇〇〇殿

- 第一回 金壹円五拾銭 39年 第二回 金七拾五銭 40年 5月
- 第三回 金七拾五銭 40年 8月 第四回 七拾五銭 9月
- 第五回 金七拾語銭 四十一年七月十七日入
- 第六回 七拾五銭 42年 3月 四十二年三月廿七日入

三百軒で約三千万円(現在価値六千万円)

第 七 三 號		第 七 四 號	
回一第	金壹円五拾年	回一第	金壹円五拾年
明治三十九年 月 日領收		明治三十九年 月 日領收	
回二第	金七拾五年	回二第	金七拾五年
明治四十年三月廿七日領收		明治四十年三月廿七日領收	
回三第	金七拾五年	回三第	金七拾五年
明治四十年八月八日領收		明治四十年八月八日領收	
上	金七拾五年	上	金七拾五年
明治四十年八月七日領收		明治四十年八月七日領收	
仙 子 殿		仙 子 殿	
出 込 法 良 殿		出 込 法 良 殿	

議事録 下半田南組

大正八年

廻章

第一章(号)議案 中学校寄附金残額集金の件

第二号議案 祭典山車輪四個買受の件

第三号議案 山車保存倉庫設置の件

第四号議案 祭典中蠟燭及印半天準備の件

右四件御評議願度候二付 本日午后六時委員長

宅へ御出頭被下度候也

廻章

第一章議案 中学校寄附金残額集金の件

第二号議案 祭典山車輪四個買受の件

第三号議案 山車保存倉庫設置の件

第四号議案 祭典中蠟燭及印半天準備の件

右四件御評議願度候二付 本日午后六時委員長

宅へ御出頭被下度候也

小栗弥三八殿

内田傳之助殿

小栗弥吉殿

榊原由平殿

斎藤音吉殿

小栗與三吉殿

田中清八殿

大島庄之助殿

岩橋老松殿

委員長加藤浦治郎印

出席員

小栗彌三八殿	内田傳之助殿
小栗彌吉殿	榊原由平殿
斎藤音吉殿	小栗與三吉殿

田中清八殿	大島庄之助殿
岩橋老松殿	委員長加藤浦治郎
出席員	

乙川向山文書

確定シタル祭典規則

明治24年

資料No89

記 確定シタル祭典規則

一 明治廿四年左之通り

一 従来祭典之節曲打出し奉納ハ以後廢之事

一 従来祭礼之節花棒等奉納候事有之候へ共

向後御ノ右様之奉納致間敷事

一 旅稼ギ等ニテ祭典之節帰家致難キ者有之

候節者 当費用祝儀トシテ金貳拾錢以上五拾錢

以下進納可仕事 尤モ同事ハ酒屋稼キ等十

八歳以上トシ職工或ハ店奉公等ニ関スル年期

奉公ハ廿歳以上ト相定ム

記

確定シタル祭典規則

一 不以ハ四半律中廢止スル

一 従来祭典ノ節曲打出し奉納ハ以後廢シテ

・ 旅稼ギ等ニテ祭典ノ節花棒等奉納候事有之候へ共

向後御ノ右様之奉納致間敷事

・ 旅稼ギ等ニテ祭典ノ節帰家致難キ者有之

・ 候節者 当費用祝儀トシテ金貳拾錢以上五拾錢

以下進納可仕事 尤モ同事ハ酒屋稼キ等十

八歳以上トシ職工或ハ店奉公等ニ関スル年期

奉公ハ廿歳以上ト相定ム

- 一 從來連中仲間入十四歳ト相定めアリ候へ共近年ニ至リ追々仲間入之追期スル者有之候ニ付今回殊(格)別ニ決定シ従前之通り十四歳ニ相成候節ハ屹度仲間入可致事
- 一 役割ハ投標ヲ以テ相定候ニ付若(万)一不在中ト雖歸社後決メ(テ)違論申間敷事
- 一 連中日間(閑)貰イ之節ハ必ず当人出願可致事
- 一 一行司二名ハ必ず出願可致事
- 一 此外祭典規則ニ開(関)シ減スル事有之
- 其時者頭役ニ於テ可取扱事

一 片本連中仲間入十四歳ト相定めアリ候へ共近年ニ至リ追々仲間入之追期スル者有之候ニ付今回殊(格)別ニ決定シ従前之通り十四歳ニ相成候節ハ屹度仲間入可致事
 一 後割ハ投標ヲ以テ相定候節ハ必ず当人出願可致事
 一 連中日間(閑)貰イ之節ハ必ず当人出願可致事
 一 一行司二名ハ必ず出願可致事
 一 此外祭典規則ニ開(関)シ減スル事有之候ニ付其時者頭役ニ於テ可取扱事

乙川文書 乙川平地

祭礼二付駟馬拳行諸願出

明治24年

資料NoIV6-86

例祭二付駈馬素人獅子舞奉納願

知多郡乙川村貳百八十二番戸

新美萬五七

同郡同村貳百廿番戸

竹内弥三郎

同郡同村貳百六十八番戸

新美平作

私共儀御規則ヲ遵守シ九月三日午前

第十時ヨリ午後五時迄当村々社神明

社境内ニオイテ右奉納仕度候二付 御

許可被成下度駈馬御鑑札等相副 (副:読み:そえ)

此段奉願候也

例祭二付駈馬素人獅子舞奉納願

知多郡乙川村貳百八十二番戸

新美萬五七

同郡同村貳百九番戸

竹内弥三郎

同郡同村貳百六十八番戸

新美平作

私共儀御規則ヲ遵守シ九月三日午前

第十時ヨリ午後五時迄当村々社神明

社境内ニオイテ右奉納仕度候二付 御

許可被成下度駈馬御鑑札等相副

此段奉願候也

但雨天日送り快晴次第

明治廿四年九月一日

右氏子惣代

浅井組願主

新美萬五七

同 竹内弥三郎

同 新美平作

愛知県半田警察署

半田警察署長 御中

小久保貞義殿

但雨天日送り快晴次第

明治廿四年九月一日

右氏子惣代

新美萬五七

竹内弥三郎

新美平作

半田警察署長

小久保貞義殿

新美萬五七

竹内弥三郎

御鑑札写

第四四一号

鹿毛 名称境川

注：鹿毛(読み：かげ)

駟馬鑑札

碧海郡大濱村大字北棚尾

百八十七番戸 杉浦佐平

第四四二号

黒鹿毛 名称大鳴門

駟馬鑑札

碧海郡大濱村大字北棚尾

百八十二番戸 杉浦茂吉

御鑑札写

第四四一号

鹿毛 名称境川

駟馬鑑札

碧海郡大濱村大字北棚尾
百八十二番戸
杉浦佐平

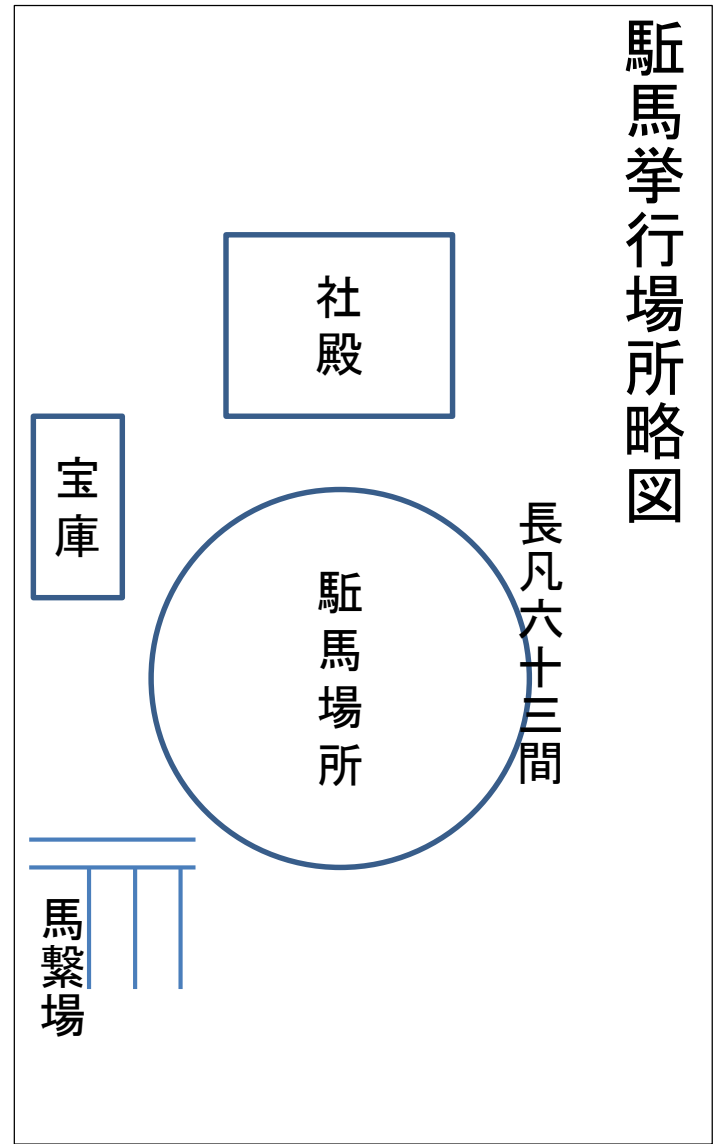
第四四二号

黒鹿毛 名称大鳴門

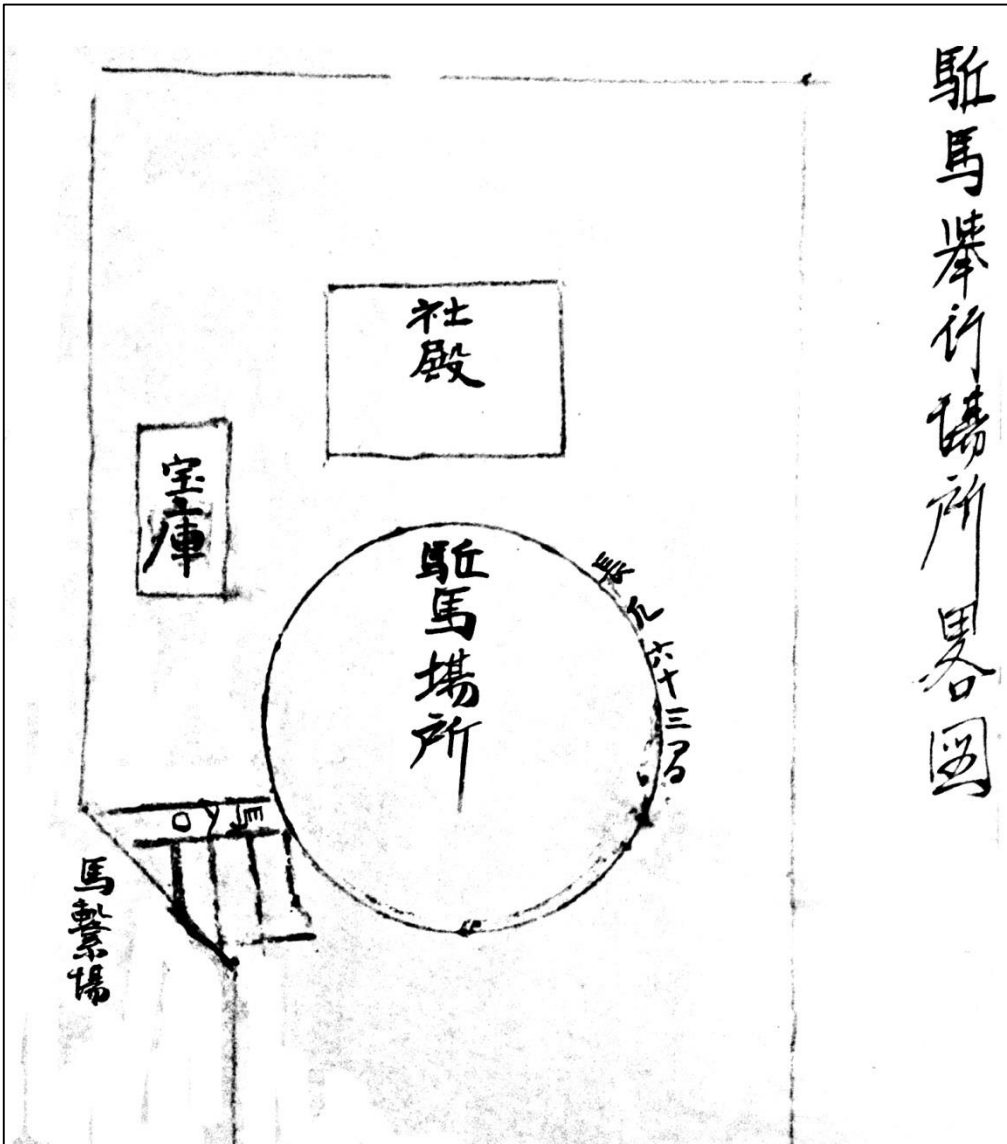
駟馬鑑札

碧海郡大濱村大字北棚尾
百八十二番戸
杉浦茂吉

駢馬舉行場所略図



駢馬舉行場所略図



各村祭禮之節獅子
舞大神樂致度候ハバ別処
村戸金村等ニ而兼々
農業之隙ニ致候者
相頼候ハバ不苦事

但若イ者相集我者古談
比者不相成候者相頼候
旨願面江書加ヘ可申事

九月十五日

右之通に
出候方御写之上
早行御順達可被成下候以上

九月十六日

高倉
沢田清兵衛

各村祭礼之節獅子
舞大神樂致度候ハバ別処
村戸金（近）村等ニ而兼々
農業之隙ニ致候者
相頼候ハバ不苦事
但若イ者相集稽古致シ
候者不相成候ニ付以来何村
ヨリ其渡世之者相頼候
旨願面江書加ヘ可申事
九月十五日
右之通被仰出候方御写之上
早行御順達可被成下候以上
九月十六日 当番沢田清兵衛

各村祭礼の節 獅子舞
大（ダイ）神樂を致したい場合は、
別村近村等にてかねてより農業の隙
に（舞や神樂）を行ってゐる者に頼
むことはよろしい。
但し、若い者を集め（舞や神樂を）
稽古してはならない。
今後は、どこの村から（舞や神樂
を）渡世（業としてゐる）の者を頼
んでゐるのかを書面にて申請するこ
と。

九月十五日（太政官）
右之様に通達があつたので、本文を
写して回覧すること。

九月十六日（戸長代理の当番）
沢田清兵衛

明治五年九月十六日

用語

勤：祭礼の単位：山祈祷、神楽演奏、獅子舞、三番叟演舞、神社遥拝、御幣納め、祝いこみ、山車囃子等々の執行
乙川：曳あげ、宮下り 坂あげ 坂おろし 成岩：参詣、下向、

打込み、下降

中老（25歳～35歳、初老）、若衆15才～25歳 組入り

渡御（御神輿）

試楽（しんがく、新楽・神楽の当て字あり：前日）本楽

さや（車庫）

技芸↓神楽・獅子舞・からくり・三番叟

祝いこみ（御幣納め）

山車の門付（山車を多額出資者宅に門付し御神楽奉納）

山本（囃子の練習、山祈祷、祭礼中の食事、会合の面倒）

平地新田の駄馬は、明治17年ごろより始まり、昭和40年迄

山車囃子

山車囃子

勇は諫とも書く、神楽・囃子のことで神事の神楽か

勇：向山文書 雨乞の記録に

不残偏二神明仏陀の御利生と信心銘肝冥加至極奉存候然上者御礼祭且者喜之印として**何成り共分限相応之神勇メ之芸能**思付相勤申度及評定

諫とは不正を正す意であり、神楽の意味と相反する文字である、諫の文字を使うところに深い意味があるのかもされないが、諫の字は勇の当て字であろう。